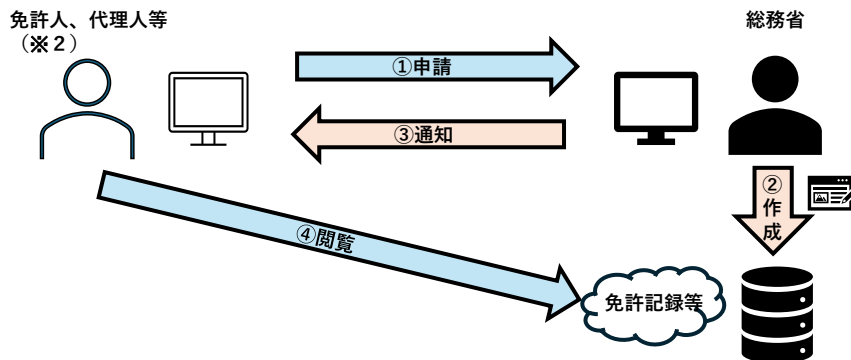


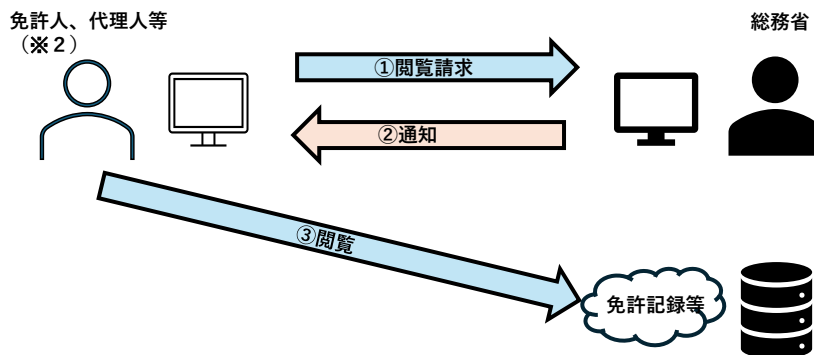
【閲覧について（図１）】

（※１）



【閲覧請求について（図２）】

（※１）



（※１）令和７年１０月１日より前に免許をうけている場合は、電子申請により閲覧請求をする必要があります。

（※２）書面委任を受けた代理人等より電子申請を行う場合、免許人及び代理人等は総務省電波利用電子申請システム（以下、ウェブサイトとする）上で免許記録等が閲覧できないため、免許記録等が作成、変更される申請については、別途、免許事項証明書（ウェブサイトで見ることができる免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の請求（有料）が必要です。

（※３）現在交付されている免許状等は、記載されている事項が変わらない限りにおいて、そのまま備付け・掲示することができるため、別途、免許記録等の閲覧請求は不要です。